



事業再構築小委員会
説明資料

2024年8月22日

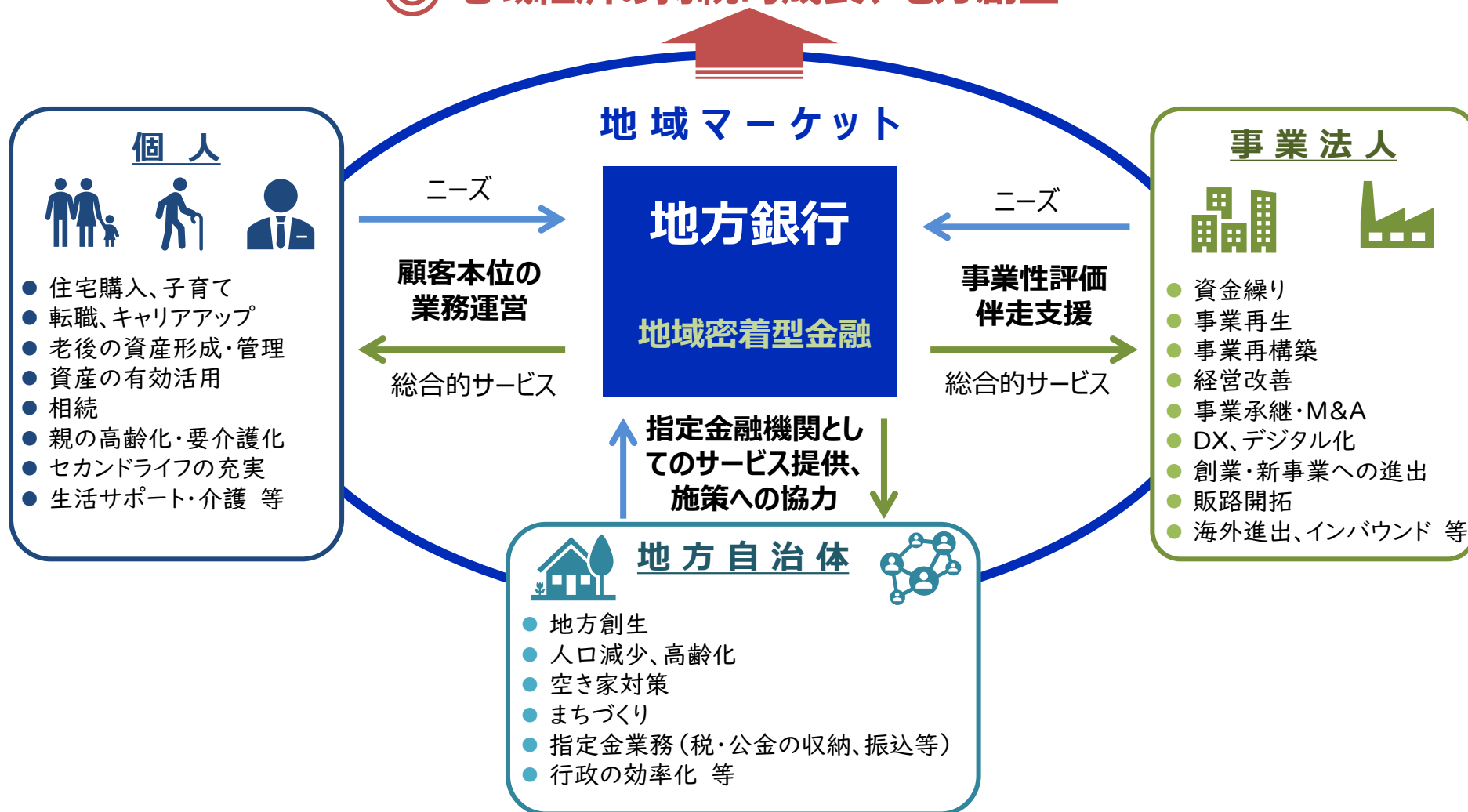
一般社団法人全国地方銀行協会
(株式会社常陽銀行)



地方銀行の役割と使命

- 人口減少、少子高齢化、ポストコロナへの移行などにより社会構造が大きく変化するなか、地方銀行には、地域経済の持続的成長に向け、多様化する企業・個人のお客様のニーズに対し、金融・非金融を組み合わせた総合的なサービスをワンストップで提供することが期待されている。

地域経済の持続的成長、地方創生



本制度創設の意義・本制度の位置づけ（総論①）

- 私的整理の新たな選択肢として、指定法人や裁判所の関与の下で、公平性・中立性・透明性を確保しながら、スピーディーに債務整理を進めるための制度整備が図られることは、当該債務者にとって円滑な事業再構築、地域経済の持続可能性に資する取組みであることから、本制度の創設への異論はない。
- 一方、本制度は、債務整理に多数決の仕組みを取り入れるものであり、制度の濫用（モラルハザード）防止、対象債権の範囲、少額債権者の保護策などについて、債権者・債務者双方が納得・安心して利用できる制度とする観点から、しっかりと制度設計する必要がある。

本制度の位置づけ

- ✓ 本制度を、事業再生ADR等の既存の私的整理・事業再生手続と並列の制度と位置づけるのであれば、本制度の利用が望ましいケースと、他制度の利用が望ましいケースを整理のうえ、丁寧に周知する必要。
 - 例えば、対象債権者が多数に及ぶケース、あるいはそれが想定される一定規模以上の事業者、特定の債権者が議決権割合の大半を占めていないケース、事業再生ADR等の手続を試みたものの債権者全員の同意が得られなかったケースなど。
- ✓ 事業再生ADR等から本制度への移行については、債権者全員の最終合意に至らなかった場合など、移行タイミングを例示してはどうか。
- ✓ 上記の論点を含め、債権者側の対応の参考となるようなガイドライン等の制定等が必要ではないか。

本制度の対象債務者・対象債権（総論②）

本制度の対象となる債務者

- ✓ モラルハザード防止の観点から、粉飾決算など虚偽情報により融資を得た事業者、悪意をもって一時停止違反をした事業者など、誠意のない事業者は、本制度の対象から排除できるような制度設計が必要ではないか。

本制度の対象となる対象債権

- ✓ 事業再生ADRなど、既存の準則型私的整理手続の通例に倣い、原則として、金融機関の金融債権を対象とすることとしてはどうか。
 - 商事債権など金融機関の金融債権以外を本制度の対象とした場合、当該商事債権者との原材料や工作機械等に係る取引が打ち切れ、事業継続が困難になる可能性や、当該商事債権者の経営悪化、連鎖倒産のリスクが高まり、地域経済の減退につながる可能性がある
- ✓ ただし、社債、オーナーからの融資、リース債権など、個別案件の必要性に応じて金融債権以外の債権を含むことができる建付けとしてはどうか。

担保付債権の取扱い

- ✓ 担保付債権において債務の猶予・減免など権利変更の対象となるのは、原則として、担保評価の結果、実質担保価値がない非保全部分としてはどうか。
- ✓ 担保評価額の算定方法は、各債権者にとって納得性があり、かつ、効率的に手続きを進める観点から、あらかじめガイドライン等に定めることが現実的。

事業再構築計画案の内容、指定法人による計画案の確認

事業再構築計画案の内容

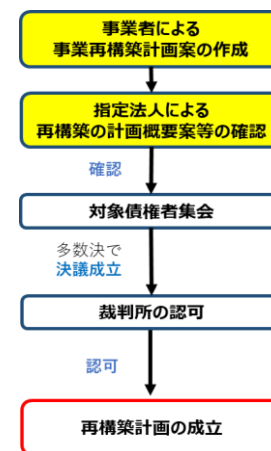
- ✓ 「事業再構築」の定義を明確化する必要。その定義には、事業再生の実態に照らし、「新分野展開」「業態転換」「事業構造の変更」のみならず「不採算部門からの撤退」も含めるのが現実的。
- ✓ モラルハザード防止の観点から、計画案には、経営体制の見直し、役員報酬の削減など、経営責任・株主責任に係る事項を盛り込んでどうか。

指定法人による事業再構築計画案の確認

- ✓ 指定法人（第三者機関）による事業再構築計画案の確認は、多数決で決議される債権者集会の前提となる手続きであるため、「審査」と位置づける必要。審査では、少なくとも、計画案の実現可能性、弁済計画・債権者における経済合理性や担保評価の妥当性、経営者・株主責任の妥当性の項目を含めてはどうか。
- ✓ 指定法人の確認結果に対し、債権者が意見を述べる機会を設けたり、少額債権者が再審査を請求できる仕組みとしてはどうか。

指定法人の資格

- ✓ 指定法人は、事業再構築計画案の上記項目を厳格・客観的・中立に審査できる者とする必要があり、弁護士、公認会計士等の専門家を指定法人として法令で認定する制度を設けてはどうか（事業再生実務家協会など）。



対象債権者集会における事業再構築計画案の決議

多数決水準

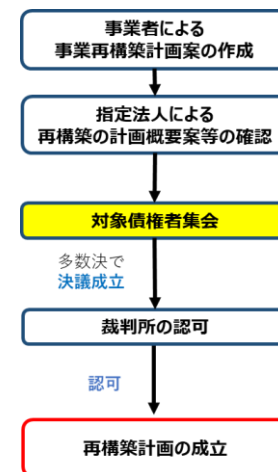
- ✓ 総議決権の4分の3以上とすることが妥当ではないか。
 - 多数決水準を仮に3分の2以上とした場合、約30%の債権者の意見は通らないことになり、私的整理手続としては、少額債権者の保護に欠ける。

少額債権者の保護

- ✓ 地方銀行は、都市部の事業者、シンジケートローン等では、少額債権者となることが少なくなく、少額債権者保護の観点から、債権額に加えて頭数要件を追加すべき。

一時停止

- ✓ 本制度を活用するのは、資金繰りが苦しい事業者であることが想定され、個別に債権回収に着手する債権者が現れる可能性もあることから、強制力を有する一時停止の定めは必要。



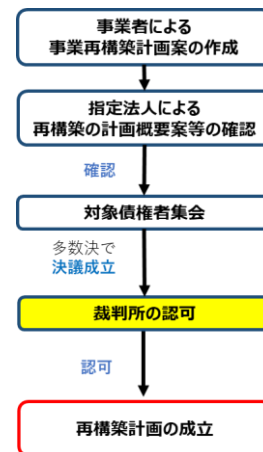
裁判所による計画の認可

裁判所の関与のあり方

- ✓ 指定法人による事業性再構築計画案の審議が厳格に行われることを前提に、裁判所の関与は、迅速性を重視し、必要最低限の項目を確認する位置づけとしてはどうか。
- ✓ ただし、適法性を担保する観点から、少なくとも決議の瑕疵・法令違反の有無、清算価値保証、計画遂行の見込み・妥当性、債権者一般の利益など、民事再生手続をベースにした項目は確認すべき。
- ✓ 裁判所が認可し、異議申立てがなかった／異議に対しても認可の判断が下されて確定した債権については、確定判決と同一の効果を有することとしてはどうか。

異議申し立て

- ✓ 即時抗告においては、決議の瑕疵・法令違反の有無、清算価値保証に加えて、上記の確認項目全般について、異議申し立てをできるようにしてはどうか。



事業再構築計画の成立後の対応・その他

計画成立後のモニタリング

- ✓ 事業再構築計画成立後の進捗状況については、指定法人等がモニタリングし、債権者に報告することとしてはどうか（例えば、半期に1回など）。
- ✓ また、仮に計画遂行が頓挫した場合の対応についても定めておく必要。

その他

- ✓ 事業再構築計画の決議の結果、債権者が債権放棄等の権利変更を行うこととなった場合、税務上の損金算入が認められるよう明確化すべき。

